

1 趣旨

この指針は、中津川市暴力団排除条例（平成24年中津川市条例第18号。以下「条例」という。）及び中津川市と中津川警察署との間において平成23年1月25日に締結された「中津川市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、中津川市が行う契約その他の事務事業及び中津川市が設置した公の施設（以下単に「公の施設」という。）の使用（以下これらを「事務事業等」という。）によって暴力団を助長し利することのないよう警察と連携して排除するための取組を推進し、公平かつ公正な職務の執行を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

2 暴力団排除措置の対象となる事務事業等（条例第6条・第7条・第8条、合意書第2条）

中津川市が行う事務事業等で、暴力団関係者をその相手方とすることによって、暴力団の資金源となり、その組織の維持又は運営に資するなど、暴力団を利することとなるものを、暴力団排除措置の対象とする。

※ 具体的な事務事業等（例示）

- ① 契約及び入札（工事、物品の調達、役務の提供、業務の委託、物品の売払い等）
- ② 公有財産の売払い及び貸付
- ③ 金銭の貸付及び補助金等の交付
- ④ 公の施設の指定管理者の指定
- ⑤ 公の施設の使用
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、中津川市が行う事務事業等で、その相手方とすることによって暴力団を利することとなるもの（広告の掲載、表彰状の授与等）

3 暴力団排除措置の対象としない事務事業等

中津川市が行う事務事業等のうち、次に掲げるものは、対象としない。

（1）法令に根拠を有する許認可等

法令に要件等が限定列举されており、中津川市の裁量がないもの

（2）暴力団関係者を相手方とすることが事務事業等の目的及び趣旨から逸脱しないもの 各種相談業務、市民全般を対象とした広報、啓発等

（3）その他

その事務事業等によって、暴力団を助長し利益をもたらさないもの

4 暴力団関係者の排除措置（条例第6条・第7条、合意書第5条）

暴力団関係者の排除措置は、暴力団関係者を中津川市が行う事務事業等の相手方としないための措置とし、概ね次の措置をいう。

- （1）対象となる事務事業等の相手方としようとする者が、暴力団関係者である場合には、その相手方としないための措置で、入札に参加させない措置、契約を締結しない措置、補助金等の不交付決定、貸付金を貸し付けない旨の決定、施設利用申請の不受理などの措置
- （2）対象となる事務事業等の相手方が、後日になって暴力団関係者であることが判明した場合には、その相手方との関係を解消するための措置で、契約の解除、補助金等の交付決定の取消し、補助金又は貸付金の返還命令、許可の取消しなどの措置

※ 各事務事業等における上記の措置内容は、当該事務事業等に関する要綱等において定めるものとする。

5 暴力団排除に係る警察への照会及び庁内の手続（合意書第6条）

- (1) 本市において、事務事業等の実施に当たり、相手方が暴力団関係者に該当するおそれがあることが判明した場合

（事務事業等の担当部署が、事務事業等の相手方（相手方となるために必要な申込み、申請等を行っている者を含む。）が、その言動、風評等により、暴力団関係者であることが疑わしいなど、照会が必要であると判断した場合）

① 事務事業等の担当部署から警察署へ依頼文（様式第1号）を送付



② 警察署は、事実関係について調査のうえ、結果を事務事業等の担当部署へ書面（様式第2号（様式第2号により難しい場合は任意の様式））で回答



（以下、警察署から暴力団関係者に該当する旨の回答があった場合の流れ）

③ 事務事業等の担当部署から総務部次長（危機管理担当）（総務部防災安全課）へ照会結果を通知



④ 総務部次長（危機管理担当）（総務部防災安全課）は、警察署から暴力団関係者に該当する旨の回答があった者について排除措置をとる旨の決裁を受け、その内容を全庁に通知

※ 本市が把握した暴力団関係者の情報は、全庁で共有し暴力団排除を徹底する。



⑤ 事務事業等の担当部署は、排除措置を実施し、排除措置を実施した旨を警察署へ通知（様式第3号）

- (2) 警察において、本市が行う事務事業等の相手方について暴力団関係者に該当すると認めた場合（警察において、暴力団関係者に関する情報を把握した場合）

① 警察署は、排除措置の対象者に関する事項を書面（様式第4号（様式第4号により難しい場合は任意の様式））で総務部次長（危機管理担当）（総務部防災安全課）へ通知



② 総務部次長（危機管理担当）（総務部防災安全課）は、警察署から排除措置の対象者に該当し、排除の要請があった者について排除措置をとる旨の決裁を受け、その内容を全庁に通知

※ 本市が把握した暴力団関係者の情報は、全庁で共有し暴力団排除を徹底する。



③ 事務事業等の担当部署は、排除措置を実施し、その旨を総務部次長（危機管理担当）（総務部防災安全課）へ通知



④ 総務部次長（危機管理担当）（総務部防災安全課）は、排除措置を実施した旨を警察署へ通知（様式第3号）

6 暴力団排除のための関係要綱等の整備

各部局において、暴力団排除措置の対象となる事務事業等について、関係する要綱等の改正等、必要な規定の整備を行うものとする。

※ 関係要綱等の整備の具体例

- ① 対象となる事務事業等について、相手方となるための資格要件に「暴力団関係者でないこと」を規定する。(別記 1 参照)
- ② 事務事業等の相手方が暴力団関係者であることが判明した場合は、契約の解除、損害賠償等を行う旨を規定する。(別記 2 参照)
- ③ 事務事業等に関し、必要に応じ、申請者が暴力団関係者でないことを確約する旨の誓約書等の様式を整備する。(別記 3 参照)

なお、上記の暴力団排除のための規定整備を行った場合は、事務事業等の相手方となるものに対し、その趣旨及び内容の周知を図るものとする。

7 公の施設の使用における暴力団排除（条例第 7 条）

(1) 公の施設の使用の制限、使用許可の取消し等

- ① 公の施設の使用申請を受けたときは、申請者から暴力団関係者でない旨の誓約書の提出を求めるものとする。(別記 3 参照)
- ② 公の施設の使用が暴力団関係者の活動の用に供され、又はその活動を助長すると認めるときは、それぞれの公の施設の設置条例の「使用の制限」又は「使用許可の取消し等」の規定に基づき、当該公の施設の使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すものとする。
- ③ 暴力団関係者に係る確認等の手続については、合意書に基づき、「5 暴力団排除に係る警察への照会及び庁内の手続」の例によるものとする。

(2) 公の施設の使用において行事主催者が露店等の出店を行う場合の暴力団排除

公の施設の使用許可を受けた者（以下「行事主催者」という。）が、その公の施設において開催する行事などで露店等の出店を認める場合は、行事における暴力団関係者の排除を推進するため、行事主催者に対し、露店等の出店者から露店等出店申込書、暴力団関係者でない旨の表明・確約に関する同意書等の提出を求めること及び出店許可証を発行することを指導するものとする。(別記 4、5 参照)

(3) 祭礼、イベント等からの暴力団排除

公の施設において開催する祭礼、イベント等からの暴力団関係者の排除を推進するため、行事主催者に対し、参加者から暴力団関係者でない旨の表明・確約に関する同意書等の提出を求めるよう指導するものとする。(別記 5 参照)

8 既に暴力団排除を実施してきた事務事業等の対応

生活保護制度、市営住宅の入居制限等の個別の行政分野における事務事業等で、既に合意書の締結等を行った上で、暴力団排除に取り組んでいるものについては、条例及び合意書の趣旨に反しない限り、既存の各合意書等の定めるところにより実施するものとする。ただし、既存の個別分野における合意書等に基づく暴力団排除の取組を円滑に行うために必要となる部分（関係機関又は団体との連携、支援及び協力体制に係る部分）については、必要に応じて条例及び合意書の規定を適用し、暴力団排除を推進するものとする。

附 則

この指針は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日）

この指針は、決裁の日から施行する。

別記 1 資格要件として、暴力団関係者でないことを規定する場合の例

(資格要件)

第〇条 □□の申請（又は申込み）をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（中津川市暴力団排除条例（平成 2 4 年中津川市条例第 1 8 号）第 6 条に規定する者をいう。）

別記2 契約書の規定例（発注者を中津川市、受注者を契約の相手方とする。）

契約解除理由として、暴力団排除に関する条文を追加する。

第〇条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者は損害を賠償する責を負わない。

- (1) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が、暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等は、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 中津川市長

住所

(法人その他団体にあつては、事務所所在地)

氏名

印

(法人その他団体にあつては、

法人・団体の名称及び代表者氏名)

下記事項について誓約します。

なお、下記事項につき疑義がある場合は、貴市が警察署に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が貴市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

私(当社)は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (4) 役員等が暴力団員であることを知りながら、これを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- (7) 役員等がその理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等は、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(注1)「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 法人にあつては、役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。

イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。

(注2)「法人等」とは、法人その他の団体をいう。

(注3)「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

別記４の１ 露店等出店申込書の具体例

年 月 日

〇〇〇〇〇〇（←イベント等名）実行委員長（←適宜変更）様

露店等出店申込書

〇〇〇〇〇〇（←イベント等名）開催日に露店等の出店を申し込みます。

（申込者）

※太枠内のみご記入ください。

ふりがな			大正		
申込者氏名		生年月日	昭和	年	月
			日		
			平成		
住 所	〒 —				
電話番号	自宅（ ） — 携帯（ ） —				
営業品目					

本人写真

（写真添付欄）

（本人確認書添付欄）例：免許証、パスポートの写し

※ 別途、許可証用写真（6.0cm×4.5cm）を提出してください。

別記４の２ 露店等出店申込書に添付する責任者及び使用人一覧表の具体例

責任者及び使用人一覧表

店舗ごとの責任者

店舗番号	営業品目	氏 名	生年月日	住 所

※ 本人確認書類（例：免許証、パスポートの写し）を添付してください。

※ 店舗ごとに責任者の許可証用写真（6.0cm×4.5cm）を提出してください。

店舗ごとの使用人

店舗番号	営業品目	氏 名	生年月日	住 所

※ 本人確認書類（例：免許証、パスポートの写し）を添付してください。

出店許可証

〇〇〇〇〇〇（←イベント等名）開催日に露店等の出店を許可します。

営業品目		写 真
申 請 者 ふりがな 氏 名		
店舗責任者 ふりがな 氏 名		

年 月 日

〇〇〇〇〇〇（←イベント等名）実行委員長（←適宜変更）

年 月 日

表明・確約に関する同意書

住 所

氏 名

印

生年月日 大・昭・平 年 月 日 (歳)

電話番号

私は、〇〇〇〇〇〇（←イベント等名）開催日に露店を出店し、又は祭礼、イベント等に参加するに際し、下記に掲げる①の各号のいずれかに該当し、若しくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、又は③の同意によって行われた照会によって暴力団関係者であることが判明し、若しくは①の表明に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、直ちに露店の出店を取り消され、又は祭礼、イベント等への参加を取りやめられても異存はありません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切を私の責任とします。

記

① 次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- 1 暴力団及び暴力団員
- 2 暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- 3 暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 4 その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用している個人又は法人等
- 5 暴力団又は暴力団員に対して金品を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 6 その理由を問わず、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 7 その他前各号に準ずる者

② 次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- 1 他人に露店の出店許可の名義を貸すこと。
- 2 暴力団・暴力団員に金品を貸すこと。
- 3 暴力団・暴力団員を従業員、ボランティア等として使うこと。
- 4 露店の出店又は祭礼、イベント等への参加中において、粗暴、卑猥な言動などお客、参加者等に迷惑をかけること。
- 5 半裸体及び刺青をのぞかせるなど粗野な服装や態度をとること。
- 6 〇〇〇〇〇〇（←イベント等名）主催者の指示に従わないこと。
- 7 その他前各号に準ずる行為

③ 提出した書類に記載された個人に関する情報について、中津川市暴力団排除条例の規定に基づき、主催者が警察署に照会し、及び中津川市に提供し、並びに中津川市が警察署に照会することに同意いたします。

様

第 号
年 月 日

中津川警察署長 様

中津川市長

暴力団関係者該当性について（照会）

下記の者が、中津川市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第 4 条に規定する排除措置の対象に該当するか否かについて照会します。

記

商号又は名称			
所在地			
役職名	氏名（よみかた）	生年月日	住 所
備 考	（暴力団関係者に該当するか否かにつき照会を必要とする理由等、特記すべき事項がある場合には、その旨を記載すること。）		

※ 照会者数が多く、この様式に書ききれない場合は、別紙によることができる。

担当部課名
電話番号

第 号
年 月 日

中津川市長 様

中津川警察署長

暴力団関係者該当性について（回答）

年 月 日付け 第 号にて照会のあった件については、下記のとおり回答します。

記

1 商号又は名称

2 所在地

3 代表者

4 照会に係る調査結果

上記の者は、合意書第4条

☐ 第（ ）号に該当するので、排除を要請する。

☐ 各号のいずれにも該当しない。

5 該当することとなった根拠（調査の結果、該当する場合にのみ記載）

担当部課名

電話番号

第 号
年 月 日

中津川警察署長 様

中津川市長

排除措置結果について（通知）

年 月 日付け 第 号にて排除要請のあった件については、下記のとおり措置
をとったので通報します。

記

- 1 商号又は名称
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 措置の内容
- 5 備考

担当部課名
電話番号

第 号
年 月 日

中津川市長 様

中津川警察署長

暴力団関係者に対する排除要請について（通知）

下記の者は、中津川市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第 4 条に定める排除措置の対象に該当するので、通知するとともに、排除を要請します。

記

1 商号又は名称

2 所在地

3 代表者

4 通知の根拠

上記の者は、中津川市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第 4 条第（ ）号に該当する事実を確認したため。

担当部課名
電話番号